

研究室から

大学はいま

助産師は、保健師助産師看

護師法38条で、「妊婦、産婦、

じよく婦、胎児又は新生児に

異常があると認めるときは、

医師の診療を求めさせること

を要し、自らこれらの者に対

して処置をしてはならない」と

規定されています。

しかし、ハイリスク妊娠・出

岐阜大医学部
看護学科

山口琴美准教授

産・産後の女性の増加や、シン
グルマザー、児童虐待、若年妊
娠などの諸問題からも正常な
ケースだけでなくハイリスク
や異常に対応できる助産の実
践能力も求められるようになってきています。助産師が活
動する場はあらゆる所にあ
り、可能性は無限大、よりやり
がいのある専門職になってき

ていると捉えられています。
こういった中、助産師業務
の指針となるものに助産業務
ガイドライン（日本助産師会
発行）があり、助産を取り巻
く変化や新たなエビデンスに
対応し、5年ごとに改定され
ています。この改定に伴う助
産師の順守状況や、助産業務
を実施する上で協働や連携が

必要となる産科・小児科医師
の周知度などの調査を実施し
たところ、業務拡大にはガイ
ドラインを改定するだけでは
不十分であることが分かりま
した。助産師一人一人が多職
種と協力しながら、エビデン
スに基づく実践をより安全
に、そして安心して実施でき
ることを目指して業務拡大に
伴う連携の実現に
向けた研究に取り
組んでいます。

助産業務拡大、より安全に

伴う連携の実現に
向けた研究に取り
組んでいます。